広島県告示第二十三号

通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。 法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、 から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同 三条第一項の規定によって、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十 同法第百八十九条の規定によって、

令和六年一月十五日

広島県知事 彦

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者(登記簿上の所有者) の氏名

所 在 場 所	の 氏 名
庄原市西城町大屋字上り原乙五七三	竹盛 輝夫
庄原市西城町大屋字上り原乙五七四の一	竹盛 輝夫
庄原市西城町大屋字上り原乙五七四の二	竹盛 輝夫
庄原市西城町大屋字上り原乙五八六の一	森永 久枝
庄原市西城町大屋字上り原乙五八六の三	竹森 輝夫
庄原市西城町平子字丑ノ河一○九五の二	大田 學
庄原市西城町油木字栃谷五〇一三の三	下田 廣海
庄原市西城町油木字灰庭五〇一九の二	下田 廣海
庄原市西城町中迫字渡り上山戊五一九三の一六	佐賀 祟
庄原市西城町高尾字東櫛山五二二五の八	渡邊 完二
庄原市西城町平子字田ノ原山五二五三	大田 學
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五四の二	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の四	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一四	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一五	坂本 ユキコ
庄原市西城町大佐字鬼岩横手上山五二五五の一六	坂本 ユキコ

水源の涵養指定の目的

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

変更しない。

次のとおりとする。

2

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所

に備え置いて縦覧に供する。